

平成 23 年 2 月 14 日

同居親族同一納付日事案の調査結果の概要

年金記録確認中央第三者委員会事務局

1. 検討事項

本件調査に関する社労士アンケートの内容と、それを踏まえ、回復委員会においてコンセンサスが得られた検討の方向は、次のとおりである。

(1) 社労士アンケートの内容

回答番号	回 答 内 容
11	B 国民年金について ①夫婦・親子等が同時期に加入している場合 ○ <u>他の者（夫婦又は親子等）の納付年月日が全て納入年月日が同じ場合は、本人も納付していたとしても良いのではないか。</u> 但し、国年の手帳の取得前の期間については、認められない。
107	〈国民年金〉 ○ <u>以下の条件を満たす国民年金の未納期間</u> ・ <u>申立期間を除いて同居の親族と納付日が同じ。</u> ・ <u>申立期間は同居の親族は納付済。</u>
114	① <u>国民年金の学生時代任意加入期間の場合、親と住民票の住所が同じで、兄弟が同じ条件で納付済みであれば、記録訂正をする。</u> ただし、平成 21 年 12 月 25 日基準を準用するものとする。

(2) 回復委員会においてコンセンサスを得た検討の方向

事項	申立期間について、同居の親族が納付済みの場合
内容	現在の記録回復基準においては、同居親族の納付状況は、すでに「申立期間が1つの場合であって、かつ、申立期間が1年超2年以下である場合」における要件の1つとされている。 このため、同居親族に関して、「申立期間が納付済み」であることに加えて、何らかの要件を追加することにより、申立期間に関する条件を緩和し、より長期間（2年以上）又は複数回の未納についての基準を設けることが可能か、第三者委員会のあつせん事例分析の結果を踏まえて検討

2. 調査対象事案の件数

当室においては、前記1を受けて、平成 22 年 11 月 1 日現在において第三者委員会のサブシステムに登録されている事案のうちから、次の条件のいずれにも該当する事案を抽出し、調査を実施した。

(抽出条件)

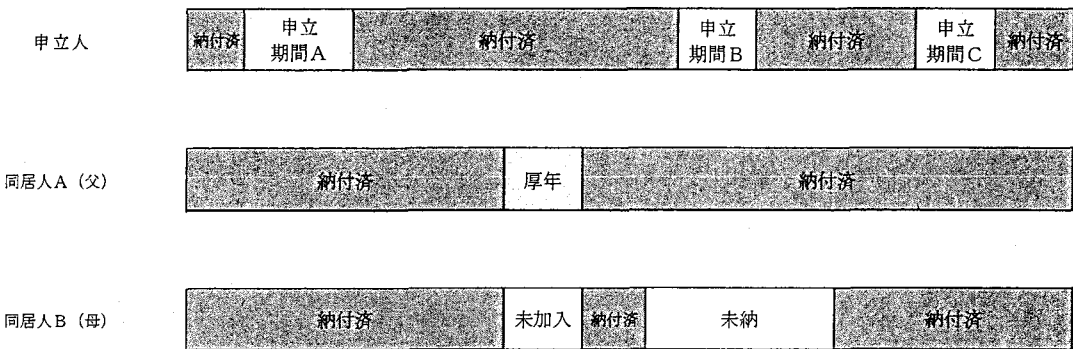
- ① 未納期間に対する現・過年度の納付の申立てであるもの

〔 申立ての大多数を占める現・過年度納付の申立て以外の申立てを除いている。(特例納付、二重納付、還付金未受給、免除、付加納付、3号等は、異なる性質の事案であり、第三者委員会の審議においても異なる観点から検討される。) 〕

② 申立期間の全てについて同居親族のいずれか一人は納付済みと記録されているもの

〔 申立期間の一部又は全部について、申立期間において同居していた親族の年金記録が納付済みとなっていないものを除いている。(同居親族について、申立期間に対応する期間の全部が納付済みとなっていないものは、第三者委員会の審議においても、納付済みとなっていない部分について、別の観点から検討される。) 〕
 なお、下図は申立人と同居していた父母の年金記録の例であるが、この例では申立期間について、父はいずれも納付済みとなっている一方、母は申立期間Bが未納となっている。この場合は、父が納付済みとなっているのでこの抽出条件に該当する。

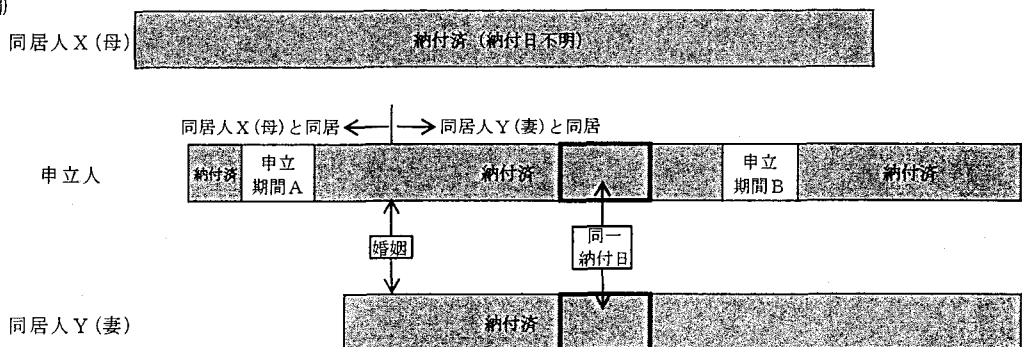
(該当例)



③ 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあるもの

〔 1つの事案で複数の申立期間を有するものについては、いずれの申立期間についても同居親族との同一納付日があるものが確認できないものは除いている。(例えば、申立期間が2つある場合、申立期間Aの同居人Xは納付済みとなっているが同一納付日の期間は確認できず、申立期間Bの同居人Yは納付済みとなっており、同一納付日の期間が確認できるといったように、複数ある申立期間の全てにつき、申立期間当時同居していた者について同一納付日の期間が確認できないものは申立期間Aについては、第三者委員会においても別の観点を考慮し、検討される。) 〕

(不該当例)



④ 申立期間が平成9年1月前であるもの

制定済みの回復基準同様、申立期間のいずれかに平成9年1月以降の期間が含まれる事案は除いている。

なお、平成9年1月以降の期間を除外しているのは、旧社会保険庁における年金記録の管理方法のオンライン化（昭和60年3月）、基礎年金番号の導入による管理番号の一元化（平成9年1月）、保険料徴収事務の国への一元化（平成14年4月）により、記録管理の強化が図られたこと、近年の期間であり、金融機関の出金記録や税務関係資料等の様々な関連資料が残っている可能性が高いこと等の理由から、第三者委員会における審議においても、慎重に判断されているためである。

⑤ 既に制定されている回復基準に該当しないもの

既に以下の回復基準が制定されており、これに該当するものは対象から除外している。

<平成20年4月制定基準>

現年度納付の申立事案であり、申立期間が1つ、かつ、1年以内のものであって、申立期間以外に未納が無く、次のいずれかに該当するもの

- ・申立期間と同期間について同居親族が納付済みとなっているもの
- ・申立期間の前後が納付済みと記録されているもの
- ・申立期間に連続する期間が、領収書等により、未納から納付済みに訂正された経緯があるもの

<平成21年12月制定基準>

現・過年度納付の申立事案であり、申立期間が1つ、かつ、2年以内のものであって、申立期間以外に未納が無く、申立期間の前後が納付済みと記録されているとともに、申立期間と同期間について同居親族が納付済みとなっているもの

◆ 対象事案数

	総数	あっせん	非あっせん
H22.11.1現在のサブシステム登録済事案	53,758件	18,007件	35,751件
対象事案数	341件	330件	11件

3. 類型別状況

申立期間の数等の類型別に調査対象事案を見ると以下のとおりであった。

(1) 申立期間数別・申立期間の延べ月数別の事案件数の状況

		各申立期間の合計の長さ（延べ月数）						計
		～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～	
申立期間の数	1つ	185件	50件	19件	9件	4件	4件	271件
		0件	3件	1件	2件	0件	4件	10件
	2つ	24件	16件	7件	0件	0件	1件	48件
		0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件
	3つ	4件	3件	1件	0件	2件	0件	10件
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	4つ	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	計	214件	69件	27件	9件	6件	5件	330件
		0件	3件	1件	2件	1件	4件	11件

(注) 上段はあっせん事案、下段は非あっせん事案の件数である。

(2) 申立期間1つ当たりの月数の状況

	～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～
あっせん事案	300件	60件	22件	10件	4件	5件
非あっせん事案	0件	4件	2件	2件	0件	4件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、月数別の合計と事案数は一致しない。

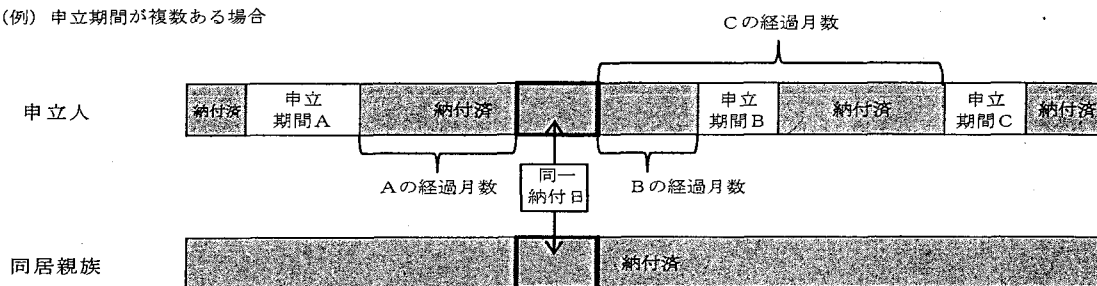
(3) 同一納付日が確認できる期間の申立期間からの経過月数の状況

	～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～
あっせん事案	182件	50件	28件	26件	15件	100件
非あっせん事案	5件	2件	3件	0件	0件	2件

(注1) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、経過月数別の合計と事案数は一致しない。

(注2) 申立期間の前に同一納付日が確認できる期間が存するときは、同一納付日が確認できる期間の終期から当該申立期間の始期までの経過月数による。申立期間の後に同一納付日が確認できる期間が存するときは、当該申立期間の終期から同一日が確認できる期間の始期までの経過月数による。

(例) 申立期間が複数ある場合



(4) 同一納付日が確認できる期間の長さ(月数)の状況

	～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～
あっせん事案	48件	54件	42件	35件	25件	126件
非あっせん事案	1件	1件	2件	2件	1件	4件

(注) 同一納付日が確認できる期間の最短は1月、最長は402月(いずれもあっせん事案)

(5) あっせん事案に見られた特徴

	当該事案の申立期間の数			
	1つ	2つ	3つ	4つ
各申立期間に引き続く前後の期間が納付済みのもの	84件	24件	6件	0件
申立期間以外に未納が無いもの	※ 3件	15件	3件	0件
各申立期間に引き続く前後の期間が納付済み以外(未加入、未納、厚年等)のもの	187件	24件	4件	1件
申立期間以外に未納が無いもの	102件	14件	2件	0件

※ 申立期間が2年を超えるため、既存の回復基準に該当していないものである。

(6) 非あっせん事案に見られた特徴

内容（消極的な事情）	該当数	(参考) H21.12.25 制定の回復基準の除外要件の有無
A) 納付の事実を否定する資料あり (例) 市町村保管の被保険者名簿に、申立人が申立期間当時、市町村から納付督促を受け、払う意思は無いと申立期間に係る保険料納付を拒否した事蹟が残されている。	2件	有(注2)
B) 申立人が一緒に納付していたとする複数人の同居親族のうち、一部の者については申立期間と同期間のうちに未納となっている期間あり (例) 申立人は、両親の分とあわせて母親が毎月納付していたとしているが、父親については申立期間と同期間の一部が未納となっている。	1件	有(注3)
C) 申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする同居親族は既に死亡しており証言を得られない	6件	有(注4)
D) 申立人と同居親族の納付状況や種別変更時期に相違あり (例) 申立人は、祖父が家族全員の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間直後は、父母についてはほぼ定期的に納付されているものの、申立人については一括して過年度納付されていることが確認でき、保険料の納付方法が異なっている。 (例) 申立人は、会社を退職後(S59.4)、妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているものの、妻の加入記録を見ると、任意加入から強制加入に種別変更されたのが、S61.4であり、適正な手続を行ったと認め難い。(申立人の主張どおりとすれば、妻の種別変更はS59.4となっていなければならないという観点。)	4件	有(注5)

(注1) 1つの事案で、上記の事情を複数有するものがあるため、合計と事案数は一致しない。

(注2) 除外要件としての明記はないが、「申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合」に該当すると思われる。

(注3) 除外要件の「申立期間の保険料につき、配偶者又は同居親族のいずれかの者の保険料と併せて納付したと主張している場合であって、申立人が納付を行ったとされる者の年金記録においても、当該期間については全部又は一部が保険料納付済期間以外の期間として記録されているもの」に該当すると思われる。

(注4) 除外要件の「申立人自身が申立期間の納付を行っていない場合」に該当すると思われる。

(注5) 除外要件としての明記はないが、「申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合」に該当すると思われる。

4. 想定される回復基準案とあっせん率状況

調査対象とした事案の抽出条件を回復基準案と仮定した場合のあっせん率状況を分析すると以下のとおりとなる。

(抽出条件)

- ・ 未納期間に対する現・過年度納付の申立てであること。
- ・ 申立期間の全てについて同居親族のいずれか一人は納付済みと記録されていること。
- ・ 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること。
- ・ 申立期間が平成9年1月前のものであること。
- ・ 既に制定されている回復基準に該当していないこと。

◆ 上記要件によるあっせん率

事案件数	あっせん件数	あっせん率
341 件	330 件	96.8%



- ◆ 前記3の類型別状況に見られた非あっせん事案等の状況を踏まえ、単に最大効が得られる要件を設定すると次のとおりとなる。(アンダーラインは抽出条件を追加・変更した部分である。)

※ [] 内は、要件の追加によって減少する事案数

(要件)

～積極的要件～

- ① 未納期間に対する現・過年度納付の申立てであること。
- ② 申立期間の全てについて、同居親族全員が納付済みと記録されていること。
[あっせん△1件、非あっせん△1件]
- ③ 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること。
- ④ 申立内容において申立人自身又は同居親族(生存中の者に限る)が申立期間の保険料を納付していたとしていること。
[あっせん△17件、非あっせん△6件]

～消極的要件～

- ⑤ 納付事実を否定する資料がないこと。
[あっせん△10件、非あっせん△2件]
- ⑥ 申立人と同居親族の納付状況や種別変更時期が異なっていないこと。
[あっせん△8件、非あっせん△2件]
- ⑦ 申立期間が平成9年1月以降のものではないこと。
- ⑧ 既に制定されている回復基準に該当していないこと。

事案件数	あっせん件数	あっせん率
294 件	294 件	100.0%

(参考) 上記の場合のあっせん事案の申立期間の状況

〈申立期間数別の事案件数の状況〉

1つ	2つ	3つ	4つ
242 件	42 件	9 件	1 件

〈申立期間1つ当たりの月数の状況〉

～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～
269 件	53 件	17 件	9 件	4 件	5 件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、月数別の合計と事案数は一致しない。

※ 最長のものは78月(東京8190、埼玉1389)